

広島県告示第六百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年八月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県庄原市総領町稲草及び三次市甲奴町太郎丸地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長谷川（九一八二―一）	土石流	次の図のとおり	長谷川（九一八二―一）	土石流
長谷川（九一八二―二）	土石流	次の図のとおり	長谷川（九一八二―二）	土石流
				区域の表示及び法第九条第二項に定める土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年政令第八十四号）で定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県北部建設事務所及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。